

目 次

お知らせ

- 1 貸付実行時の留意点
 - 2 「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストについて
 - 3 不動産競売情報
 - 4 役員について
- 今月の保証状況（平成20年7月）

統計資料

- 1 事業概況
- 2 保証状況
 - 金融機関別保証状況
 - 市町村別保証状況
 - 保証種類別保証状況
 - 業種別保証状況
 - 金額別保証状況
 - 期間別保証状況
 - 資金用途別保証状況
 - 新規・継続別保証状況
 - 担保・無担保別保証状況
 - 事故原因別代位弁済状況

平成19年度経営計画の評価

【相談窓口のご案内】

保証月報は、毎月1回発行しております。
ご意見等は企画調整課までお寄せください。

月報をご覧いただくにあたってのおことわり

四捨五入のため個々の金額の合計が、合計の金額と一致しない
場合があります。

構成比の数字は、小数第二位を四捨五入したものです。このため、
個々の構成比の合計が、100%とならない場合があります。

<表紙の写真>

蒲生の大楠

(写真協力: 鹿児島県観光連盟)

貸付実行時の留意点

平成20年5月7日から、新しい電算システムに移行したことにより、「信用保証書」の様式が変更となり、返済方法等が詳細に記載されるようになりました。

そのため、実際に貸付実行した内容と、信用保証書に記載している内容が相違するケースが増えていることから、貸付実行に際しては、次の点に留意して手続きいただきますようお願いいたします。

1 記載方法欄に記載されているとおりに貸付実行してください。

- (1) 信用保証書に記載された返済方法と相違する貸付実行は保証条件違反となります。
最終期日が決まっている場合、実行日に変更があると、保証期間が変わる場合がありますので、保証期間に合わせた最終期日に変更し貸付実行してください。
- (2) 初回返済日・最終期日等が相違することにより、信用保証料が変わることがあります。
特に、初回返済日が毎月返済日と相違する場合、不均等による計算となり、信用保証料に差額が生じますので、貸付実行前にご連絡ください。

2 回収条件は、必ず貸付実行日に回収してください。

回収条件については、貸付実行と同時に履行できない場合、保証条件違反となります。
特に、他行扱いの保証付融資の回収については、実行日と同日に完済になるように、必ず確認まで行ってください。

3 「当座貸越根保証」、「当座貸越事業者カードローン根保証」の継続新規は、必ず最終期日までに実行してください。

- (1) 継続新規は、最終期日に新たな保証に基づく貸越契約書を徴求し、新しい取引口座を設けてから新規貸出実行を行い、従前の貸越残高を回収のうえ、「完済報告書」を提出してください。
- (2) 最終期日を経過して回収すると、経過期間分の延滞保証料が発生します。

【お問い合わせ先】

保証部保証事務課（担当 福留・橋本） 099 - 223 - 0271

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストについて

当協会では「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)に基づく保証料率割引を行っておりますが、平成20年5月1日付けで「指針」が改正され、割引適用の際にご提出いただいている確認書類(チェックリスト)が改訂されましたので、お知らせいたします。

【確認書類(チェックリスト)について】

確認書類は「指針」のすべての項目について適用状況の確認がされていることを示す書類(財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士の記名、連絡先の記載があるもの)であり、書式は自由ですが「必要確認項目」(注)をすべて含めることを要します。

(注)「必要確認項目」とは、次の9項目です。

金銭債権・貸倒損失・貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、経過勘定、固定資産、引当金、退職給付債務・退職給付引当金、収益・運用の計上、表示

なお、確認書類(チェックリスト)のひな型として、日本税理士会連合会作成の『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』があります。

(書式は、日本税理士会連合会のホームページに公開されています。)

ホームページアドレス <http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/chusyo.html>

『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』新旧対照表

改定後	旧
<p>【有価証券】</p> <p>15 時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。(*)</p>	<p>【有価証券】</p> <p>15 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。(*)</p>
<p>【棚卸資産】</p> <p>17 <u>棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価格を切り下げたか。</u></p> <p>18 <u>棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。</u>(*)</p> <p>19 最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことを確認したか。</p>	<p>【棚卸資産】</p> <p>(新設)</p> <p>18 <u>原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価したか。</u>(*)</p> <p>17 最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことを確認したか。</p>
<p>【繰延資産】</p> <p>28 資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正にしたか。</p>	<p>【繰延資産】</p> <p>28 資産として計上した繰延資産は、当期の償却を適正にしたか。</p>

本件に関するお問い合わせにつきましては、鹿児島県信用保証協会保証部(099-223-0271)にお問い合わせください。

不動産競売物件情報

下記物件について、現在、競売事件が進行中でありますので、買受希望者等の情報を鹿児島県信用保証協会管理部までお寄せ下さいますようお願いいたします。

【薩摩川内市】

所 在	薩摩川内市大王町，西開閭町				
種 類	宅地	計	3076.78	m ²	
	雑種地	計	538.00	m ²	
	事務所・店舗・倉庫	計	2351.56	m ²	
裁 判 所	鹿児島地方裁判所 川内支部	事件番号	平成20年(ケ)第17号		
入 札 期 間	平成20年10月1日 ~ 平成20年10月8日				
開 札 期 日	平成20年10月15日				
特別売却期間	平成20年10月22日 ~ 平成20年11月21日				
売却基準価額	物件1,2,6~8	71,000,000円	買受可能価額	物件1,2,6~8	56,800,000円
	物件3~5	12,540,000円		物件3~5	10,032,000円
	物件9~11	33,350,000円		物件9~11	26,680,000円

《留意点》 本月報掲載後の事件取り下げ等により、買受できない場合もあります。

【お問い合わせ先】 鹿児島県信用保証協会 管理部(担当 宮路)
電話番号 099-223-0272

役員について

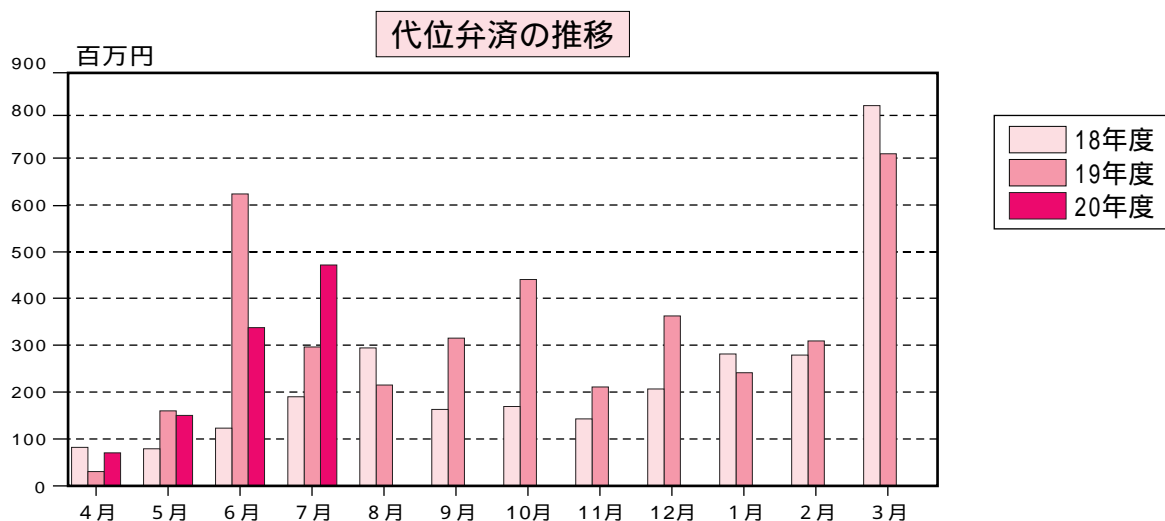
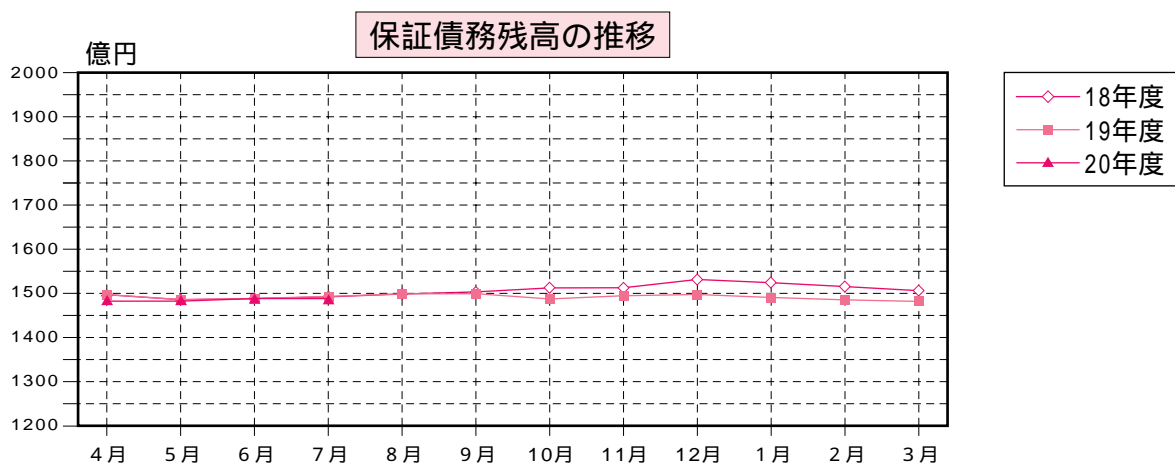
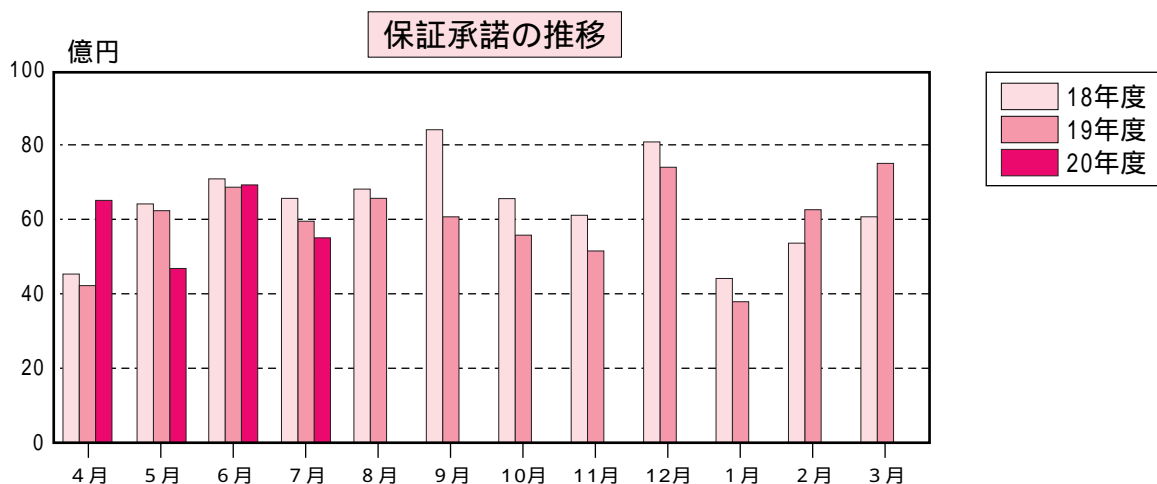
平成20年7月に役員の交代があり、次の方が就任されました。

役員名	氏名	所属機関団体・役職名	就任日	備 考
理 事	後藤 孝行	鹿児島信用金庫理事長	平成20年7月23日	非常勤

今月の保証状況（平成20年7月）

（単位：件・千円・％）

	当月中			当月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	621	5,500,830	92.5	2,326	23,571,397	101.5
保証債務残高				21,409	148,776,550	99.8
代位弁済	47	472,830	159.0	155	1,033,697	92.8



統計資料

平成20年7月分

1 事業概況

(単位：件・千円・%)

当 月 中				項 目	当 月 末					
件 数	金 額	前 年 比			件 数	金 額	前 年 比			
		件 数	金 額				件 数	金 額		
				申 込	期首繰越	75	1,066,700	125.0	134.3	
734	7,721,500	100.0	106.9		本年度中	2,783	30,348,356	99.0	110.3	
0	0			拒 絶		0	0			
95	978,810	126.7	107.2	申 込 取 消		310	3,044,690	137.2	123.0	
	520,010		150.4	査 定 減 額			1,755,419		123.7	
				調 査 中		222	3,043,550	277.5	254.4	
				承 諾	期首繰越	22,069	152,264,487	98.8	99.1	
621	5,500,830	93.9	92.5		本年度中	2,326	23,571,397	90.7	101.5	
9	112,400	45.0	33.0	保 証 後 取 消		43	495,400	62.3	47.3	
593	5,431,253	92.7	98.4	償 還		2,541	23,444,130	102.6	103.4	
47	468,719	102.2	158.8	代位弁済(元金)		155	1,023,464	124.0	92.5	
				貸付報告未着		247	2,096,340	79.7	71.8	
				保証債務残高		21,409	148,776,550	97.6	99.8	
				代 位 弁 済	期首繰越	602	1,954,967	140.3	114.4	
47	468,719	102.2	158.8		本年度中	元 金	155	1,023,464	124.0	92.5
	4,111		181.0		利 息		10,233		140.7	
47	472,830	102.2	159.0		計	155	1,033,697	124.0	92.8	
7	17,129	116.7	47.8	回 収		15	60,052	100.0	40.4	
0	0			償 却		0	0			
				求償権残高		742	2,928,612	137.7	109.5	

2 保証状況(20年7月分)

金融機関別保証状況

(単位：件・千円・%)

金融機関	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(20/4~20/7)			当月末				当月末(20/4~20/7)				
	件数	金額	前年比	件数	金額(A)	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿児島銀行	179	1,676,200	97.3	641	6,921,651	100.7	7,517	58,727,559	91.8	39.5	24	253,886	110.4	24.6	3.7
宮崎銀行	2	25,000	833.3	9	121,000	103.9	88	863,343	126.2	0.6	0	0		0.0	0.0
肥後銀行	0	0		0	0		12	113,641	88.8	0.1	0	0		0.0	
福岡銀行	0	0		0	0	0.0	5	109,354	81.7	0.1	0	0		0.0	
西日本シティ銀行	1	20,000		1	20,000		32	404,948	98.8	0.3	0	0		0.0	
地方銀行計	182	1,721,200	99.8	651	7,062,651	99.6	7,654	60,218,845	92.2	40.5	24	253,886	96.7	24.6	3.6
みずほ銀行	0	0		1	30,000	1000.0	16	164,366	40.6	0.1	0	0		0.0	
三菱東京UFJ銀行	1	10,000		1	10,000		1	10,000		0.0	0	0		0.0	
三井住友銀行	0	0		1	60,000		13	323,542	94.5	0.2	0	0		0.0	0.0
都市銀行計	1	10,000		3	100,000	322.6	30	497,908	66.6	0.3	0	0			0.0
三菱UFJ信託銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
みずほ信託銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信託銀行計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
南日本銀行	182	1,693,210	85.6	648	6,481,006	91.9	5,367	36,090,205	106.7	24.3	49	234,717	51.9	22.7	3.6
宮崎太陽銀行	7	69,500	224.9	18	174,400	62.3	191	1,162,352	91.6	0.8	0	0	0.0	0.0	0.0
熊本ファミリー銀行	4	26,500	21.5	25	449,000	122.2	216	2,258,186	92.4	1.5	4	54,005		5.2	12.0
第二地方銀行計	193	1,789,210	83.9	691	7,104,406	92.2	5,774	39,510,743	105.3	26.6	53	288,722	62.8	27.9	4.1
鹿児島相互信用金庫	127	1,251,220	121.9	462	5,309,700	123.5	3,650	24,424,722	110.3	16.4	38	302,663	107.0	29.3	5.7
鹿児島信用金庫	81	496,200	71.2	347	2,860,430	89.3	3,041	17,555,023	102.4	11.8	17	68,280	87.8	6.6	2.4
奄美大島信用金庫	0	0		0	0		12	61,013	135.3	0.0	0	0		0.0	
信金中央金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信用金庫計	208	1,747,420	100.4	809	8,170,130	108.7	6,703	42,040,758	106.9	28.3	55	370,943	102.9	35.9	4.5
鹿児島興業信用組合	15	74,000	47.7	73	390,110	102.3	485	1,899,208	127.4	1.3	6	8,736	79.0	0.8	2.2
鹿児島県信用組合	18	101,000	61.8	92	638,100	149.4	701	3,489,937	100.0	2.3	10	38,209	279.5	3.7	6.0
奄美信用組合	0	0		0	0		0	0	0.0	0.0	0	0		0.0	
鹿児島県医師信用組合	0	0		0	0		8	111,240	109.6	0.1	3	15,597		1.5	
全国信用組合連合会	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信用組合計	33	175,000	54.9	165	1,028,210	127.2	1,194	5,500,385	108.2	3.7	19	62,542	252.9		6.1
商工組合中央金庫	4	58,000		7	106,000	149.3	53	1,002,611	95.9	0.7	4	57,606		5.6	54.3
国民生活金融公庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
中小企業金融公庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
農林中央金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
日本政策投資銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
政府系金融機関計	4	58,000		7	106,000	149.3	53	1,002,611	95.9	0.7	4	57,606		5.6	54.3
九州労働金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
鹿児島県信用農業協同組合連合会	0	0		0	0		1	5,300	8.2	0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		1	5,300	8.2	0.0	0	0		0.0	
住友生命保険	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
日新火災海上保険	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
損害保険ジャパン	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
保険会社計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
整理回収機構	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0			
合計	621	5,500,830	92.5	2,326	23,571,397	101.5	21,409	148,776,550	99.8	100.0	155	1,033,697	92.8	100.0	4.4

市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市町村		保証承諾					保証債務残高				代位弁済			
		当月中		当月末(20/4~20/7)			当月末				当月末(20/4~20/7)			
		件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
市	鹿児島市	288	2,682,240	1,072	11,664,676	99.7	9,871	74,356,257	101.0	50.0	70	537,478	90.0	52.0
	薩摩川内市	26	239,600	96	949,450	138.6	864	5,885,428	98.0	4.0	7	46,114		4.5
	鹿屋市	32	305,400	96	832,601	76.6	1,013	5,821,332	91.8	3.9	9	49,371	1726.3	4.8
	枕崎市	9	151,000	38	316,900	103.4	417	3,495,211	104.4	2.3	1	496		0.0
	いちき串木野市	9	84,240	45	389,730	102.6	344	2,137,494	89.5	1.4	1	5,499	15.4	0.5
	阿久根市	9	136,000	47	466,900	138.5	353	2,170,972	104.2	1.5	6	12,363		1.2
	出水市	24	159,800	78	671,000	90.3	765	5,444,707	101.7	3.7	6	10,780		1.0
	大口市	5	57,500	17	134,000	131.9	246	1,486,480	99.4	1.0	1	1,569	44.2	0.2
	指宿市	9	41,500	50	685,200	87.8	596	4,121,674	95.7	2.8	5	45,105		4.4
	南さつま市	15	99,500	49	324,930	42.1	432	2,941,722	101.3	2.0	3	8,778	231.7	0.8
	霧島市	40	368,800	153	1,726,050	132.8	1,403	9,561,071	99.2	6.4	12	37,055	31.7	3.6
	垂水市	6	97,300	26	273,900	111.2	234	1,564,061	94.3	1.1	0	0		0.0
	日置市	15	82,200	64	622,160	101.1	685	3,998,298	101.9	2.7	0	0		0.0
	曾於市	10	98,500	36	404,500	114.1	336	2,079,263	100.8	1.4	1	19,481		1.9
	志布志市	11	84,550	45	246,200	128.2	353	1,684,192	91.6	1.1	5	81,669	1390.3	7.9
	南九州市	13	113,000	52	464,800	67.7	554	3,397,490	96.4	2.3	1	742		0.1
	西之表市	7	42,000	33	238,800	104.1	306	1,871,547	91.5	1.3	1	4,120		0.4
奄美市	1	4,000	2	14,000		7	88,549	158.7	0.1	0	0		0.0	
	市部計	529	4,847,130	1,999	20,425,797	99.4	18,779	132,105,748	99.6	88.8	129	860,620	81.4	83.3
鹿児島郡	十島村	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	三島村	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	鹿児島郡計	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
薩摩郡	さつま町	4	39,500	23	242,000	77.5	334	2,187,149	81.5	1.5	7	60,670		5.9
	薩摩郡計	4	39,500	23	242,000	77.5	334	2,187,149	81.5	1.5	7	60,670		5.9
出水郡	長島町	4	63,000	16	231,400	142.1	113	669,131	131.0	0.4	0	0		0.0
	出水郡計	4	63,000	16	231,400	142.1	113	669,131	131.0	0.4	0	0		0.0
伊佐郡	菱刈町	2	13,000	8	65,000	156.6	86	564,062	105.3	0.4	0	0		0.0
	伊佐郡計	2	13,000	8	65,000	156.6	86	564,062	105.3	0.4	0	0		0.0

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			当 月 末				当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
始 良 郡	加 治 木 町	12	83,500	49	395,100	119.7	315	1,888,779	105.3	1.3	1	4,674		0.5
	始 良 町	31	149,700	74	556,700	135.9	471	2,584,393	111.3	1.7	2	6,191	36.0	0.6
	蒲 生 町	5	20,000	13	100,700	218.9	89	403,522	111.1	0.3	0	0		0.0
	湧 水 町	4	26,000	17	222,100	133.4	153	903,220	96.8	0.6	0	0		0.0
	始 良 郡 計	52	279,200	153	1,274,600	133.9	1,028	5,779,914	106.8	3.9	3	10,865	49.9	1.1
曾 於 郡	大 崎 町	4	51,000	18	217,500	109.8	135	984,476	93.0	0.7	1	2,755	82.3	0.3
	曾 於 郡 計	4	51,000	18	217,500	109.8	135	984,476	93.0	0.7	1	2,755	82.3	0.3
肝 属 郡	東 串 良 町	1	10,000	3	25,000	208.3	39	248,161	86.6	0.2	5	41,380		4.0
	肝 付 町	8	69,000	27	313,500	208.4	179	1,277,578	116.6	0.9	9	49,382		4.8
	錦 江 町	2	15,000	8	49,000	62.3	86	375,991	75.0	0.3	0	0	0.0	0.0
	南 大 隅 町	2	13,000	16	101,700	91.2	94	473,099	108.8	0.3	0	0		0.0
	肝 属 郡 計	13	107,000	54	489,200	138.7	398	2,374,829	102.4	1.6	14	90,762	739.4	8.8
熊 毛 郡	中 種 子 町	5	60,000	23	287,600	142.4	152	1,169,193	102.0	0.8	0	0		0.0
	南 種 子 町	4	7,500	14	111,300	66.1	100	628,030	89.8	0.4	1	8,023		0.8
	屋 久 島 町	5	38,500	17	217,000	77.4	279	2,128,679	101.4	1.4	0	0	0.0	0.0
	熊 毛 郡 計	14	106,000	54	615,900	94.7	531	3,925,902	99.5	2.6	1	8,023	161.8	0.8
大 島 郡	龍 郷 町	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	徳 之 島 町	0	0	1	10,000		3	19,700	38.8	0.0	0	0		0.0
	天 城 町	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	伊 仙 町	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	宇 検 村	0	0	0	0		1	160,000		0.1	0	0		0.0
	喜 界 町	0	0	0	0		0	0	0.0	0.0	0	0		0.0
	瀬 戸 内 町	0	0	0	0		0	0	0.0	0.0	0	0		0.0
	知 名 町	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	大 和 村	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	与 論 町	0	0	0	0		1	5,640	83.7	0.0	0	0		0.0
和 泊 町	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
大 島 郡 計	0	0	1	10,000		5	185,340	301.3	0.1	0	0		0.0	
合 計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	21,409	148,776,550	99.8	100.0	155	1,033,697	92.8	100.0	

保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(20/4~20/7)			当月末				当月末(20/4~20/7)				
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
一般保証	90	1,288,200	122.8	300	5,047,130	105.5	3,878	35,829,125	87.3	24.1	54	337,586	87.4	32.7	
(根保証扱い)	0	0		0	0	0.0	2	34,000	25.8	0.0	0	0		0.0	
長期経営資金	0	0		0	0		26	508,753	79.4	0.3	0	0		0.0	
当座貸越	23	416,000	60.9	87	1,856,000	87.6	698	18,513,174	90.4	12.4	1	25,373		2.5	
事業者カードローン	37	155,500	122.4	135	636,900	112.1	1,167	4,974,100	90.9	3.3	5	19,849	81.5	1.9	
開業資金保証	0	0	0.0	0	0		1	3,208	64.6	0.0	0	0		0.0	
特別小口保証	0	0		0	0		3	8,751	241.7	0.0	1	2,610		0.3	
経営安定関連	15	255,100	455.5	45	1,178,700	275.5	401	6,074,700	113.7	4.1	6	212,250	531.4	20.5	
小口零細企業保証	1	2,000		3	9,200		15	35,136		0.0	0	0		0.0	
海外投資関係保証	0	0		0	0		1	21,164	97.9	0.0	0	0		0.0	
緊急特別融資保証	0	0		0	0		1	785	49.5	0.0	0	0		0.0	
経営革新関連保証	0	0		0	0		12	250,410	88.4	0.2	1	8,926		0.9	
金融環境変化対応資金	0	0		0	0		137	569,745	68.1	0.4	3	11,742	24.5	1.1	
金融創業関連保証	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
安定経営資源活用関連保証	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		137	569,745	68.1	0.4	3	11,742	24.5	1.1	
中堅企業特別保証	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
特定社債保証	0	0		0	0	0.0	12	710,000	63.1	0.5	0	0		0.0	
流動資産担保融資保証	1	18,400	255.6	7	228,400	137.9	24	1,105,600	197.1	0.7	0	0		0.0	
金融安定サポート	0	0		0	0		1	3,430	72.5	0.0	0	0		0.0	
協会制度計	167	2,135,200	108.3	577	8,956,330	109.7	6,377	68,608,081	90.5	46.1	71	618,336	84.5	59.8	
県	中小企業振興資金	235	1,909,020	71.1	943	8,863,731	92.4	8,485	47,399,016	104.4	31.9	53	279,934	98.4	27.1
	小規模企業活力応援資金	29	72,700		82	266,150		251	755,041		0.5	1	975		0.1
	特別小口資金	2	9,000	116.9	8	20,700	69.0	104	148,940	77.0	0.1	1	457		0.0
	先端技術・IT導入資金	0	0		0	0		5	126,774	397.6	0.1	0	0		0.0
	創業支援資金	10	64,500	110.1	30	147,500	63.5	530	1,812,246	110.1	1.2	3	8,908	200.5	0.9
	ベンチャー企業支援資金	1	5,000		5	79,500	132.7	32	559,364	111.0	0.4	0	0		0.0
	新事業チャレンジ資金	2	17,000	81.0	8	59,800	49.4	139	1,000,164	88.3	0.7	2	22,146		2.1
	福祉のまちづくり施設整備資金	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	商店街活性化資金	0	0		0	0	0.0	5	41,765	324.2	0.0	0	0		0.0
	地球温暖化資金	0	0		2	56,700		2	56,420		0.0	0	0		0.0
	自動車関連企業活力資金	0	0		1	5,000		1	4,748		0.0	0	0		0.0
	緊急災害対策資金	0	0		0	0		109	575,430	87.3	0.4	0	0		0.0
	緊急経営対策資金	16	183,340	733.4	59	699,860	226.1	231	2,041,612	154.3	1.4	2	8,615		0.8
	共生・協働サポート融資	0	0		0	0		1	2,000		0.0	0	0		0.0
経営支援資金	0	0		0	0		42	52,616	46.8	0.0	0	0		0.0	
特別経営改善資金	0	0		0	0		2	9,292	79.4	0.0	0	0		0.0	
同和地区経営安定	0	0		0	0		17	17,669	35.3	0.0	0	0		0.0	
県制度計	295	2,260,560	80.6	1,138	10,198,941	98.4	9,956	54,603,097	106.9	36.7	62	321,035	99.5	31.1	
鹿 児 島 市 制 度	産業振興資金	111	857,370	156.9	398	2,922,216	137.2	3,354	10,973,411	108.1	7.4	11	35,661	226.5	3.4
	短期事業資金	5	15,500	73.8	18	59,600	165.6	20	70,700	233.1	0.0	0	0		0.0
	特別小口資金	0	0		6	24,500		96	226,276		0.2	0	0		0.0
	小規模企業支援資金	25	72,400		106	381,110		311	1,099,522		0.7	0	0		0.0
	経営安定化資金	13	143,500	24.1	68	972,100	39.7	1,171	12,787,105	110.3	8.6	10	54,602	124.1	5.3
	環境配慮促進資金	0	0		0	0	0.0	3	10,115		0.0	0	0		0.0
	災害対策資金	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	創業支援資金	5	16,300	362.2	13	49,600	65.4	78	250,515	82.3	0.2	1	4,060		0.4
	新事業展開支援資金	0	0		2	7,000		31	62,922		0.0	0	0		0.0
	設備整備資金	0	0		0	0		12	84,808	68.4	0.1	0	0		0.0
鹿児島市制度計	159	1,105,070	94.7	611	4,416,126	94.1	5,076	25,565,374	115.1	17.2	22	94,323	157.9	9.1	
合計	621	5,500,830	92.5	2,326	23,571,397	101.5	21,409	148,776,550	99.8	100.0	155	1,033,697	92.8	100.0	

業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中			当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			当 月 末				当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			
	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	78	710,100	92.8	267	3,102,250	100.4	2,754	22,637,559	98.7	15.2	11	87,019	78.6	8.4
建 設 業	190	1,732,640	78.9	720	7,847,716	91.9	5,832	41,730,242	101.3	28.0	47	471,504	71.4	45.6
卸 売 業	51	711,300	114.1	204	3,095,000	137.7	1,605	15,977,324	117.2	10.7	19	115,205	190.8	11.1
小 売 業	204	1,578,520	125.7	612	4,783,261	96.9	6,124	34,884,028	94.4	23.4	56	276,427	238.1	26.7
運 送 倉 庫 業	15	119,000	48.6	77	1,084,390	133.6	680	6,451,950	103.5	4.3	1	1,634	-	0.2
サ ー ビ ス 業	65	440,070	57.4	383	3,093,780	97.6	3,768	22,259,745	96.7	15.0	21	81,909	164.0	7.9
不 動 産 業	12	167,200	318.5	39	332,100	108.8	464	3,729,863	92.9	2.5	0	0	-	0.0
そ の 他 の 産 業	6	42,000	107.7	24	232,900	199.2	182	1,105,838	101.0	0.7	0	0	0.0	0.0
合 計	621	5,500,830	92.5	2,326	23,571,397	101.5	21,409	148,776,550	99.8	100.0	155	1,033,697	92.8	100.0

金額別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
1 0 0 万円以下	40	36,600	130	114,960	82.9	0.5
2 0 0 万円以下	91	165,850	291	521,801	86.1	2.2
3 0 0 万円以下	86	249,370	297	857,680	84.1	3.6
5 0 0 万円以下	129	608,700	490	2,273,256	88.6	9.6
1 , 0 0 0 万円以下	137	1,188,100	525	4,439,490	84.8	18.8
1 , 5 0 0 万円以下	38	524,470	165	2,251,320	98.4	9.6
2 , 0 0 0 万円以下	47	899,240	168	3,233,990	103.6	13.7
3 , 0 0 0 万円以下	33	927,000	143	3,977,900	108.7	16.9
5 , 0 0 0 万円以下	17	709,500	96	4,191,000	131.5	17.8
8 , 0 0 0 万円以下	3	192,000	15	1,032,000	159.9	4.4
1 億円以下	0	0	5	478,000	74.5	2.0
2 億円以下	0	0	1	200,000		0.8
3 億円以下	0	0	0	0		0.0
3 億 円 超	0	0	0	0		0.0
合 計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	100.0
1 件当平均保証金額		8,858		10,134	112.0	

期間別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (20/4 ~ 20/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
3 か月以下	6	44,000	30	220,800	77.7	0.9
6 か月以下	29	231,900	103	903,500	96.4	3.8
1 年以下	25	280,600	91	1,405,700	102.9	6.0
2 年以下	71	612,800	254	2,556,650	95.9	10.8
3 年以下	39	201,220	118	477,670	54.5	2.0
4 年以下	6	12,800	41	248,101	119.7	1.1
5 年以下	242	1,711,140	849	6,575,320	89.9	27.9
7 年以下	184	2,145,300	776	9,726,786	129.8	41.3
1 0 年以下	14	123,070	44	852,370	54.3	3.6
1 0 年超	5	138,000	20	604,500	120.5	2.6
合 計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	100.0
1 件当平均保証期間(か月)	50.6	54.0	51.5	55.3		

資金使途別保証状況

(単位：件・千円・%)

金額	保証承諾					
	当月中		当月末(20/4~20/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
運転資金	500	4,398,110	1,896	19,745,097	109.8	83.8
設備資金	44	325,820	166	1,449,400	81.3	6.1
運転・設備資金	77	776,900	264	2,376,900	68.7	10.1
運転(消滅保証・除く再生審査会)	0	0	0	0		0.0
運転・設備(同上)	0	0	0	0		0.0
運転(消滅保証・限る再生審査会)	0	0	0	0		0.0
運転・設備(同上)	0	0	0	0		0.0
合計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	100.0

新規・継続別保証状況

(単位：件・千円・%)

区分	保証承諾					
	当月中		当月末(20/4~20/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
新規	89	340,650	284	1,267,630	62.2	5.4
継続	532	5,160,180	2,042	22,303,767	105.3	94.6
合計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	100.0

担保・無担保別保証状況

(単位：件・千円・%)

区分	保証承諾					
	当月中		当月末(20/4~20/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
担保不動産	95	1,257,540	355	5,543,890	85.4	23.5
担保その他	1	18,400	7	228,400	127.9	1.0
無担保	525	4,224,890	1,964	17,799,107	107.6	75.5
合計	621	5,500,830	2,326	23,571,397	101.5	100.0

事故原因別代位弁済状況

(単位：件・千円・%)

区分	代位弁済						
	当月中			当月末(20/4~20/7)			
	件数	金額	構成比	件数	金額	前年比	構成比
売上・受注の減少	23	158,366	33.5	66	355,550	41.9	34.4
競争激化	12	204,620	43.3	21	258,049	223.9	25.0
取引先の倒産	0	0	0.0	3	16,354	14.9	1.6
回収困難	0	0	0.0	2	12,286		1.2
事業拡張設備投資過多	0	0	0.0	5	70,269	396.2	6.8
金融困難	3	51,817	11.0	11	91,425		8.8
経営管理の放漫	5	49,265	10.4	16	96,915	600.2	9.4
災害・事故・その他	1	4,120	0.9	16	50,549	811.1	4.9
不明	3	4,642	1.0	9	63,869		6.2
保証人事故	0	0	0.0	6	18,432		1.8
合計	47	472,830	100.0	155	1,033,697	92.8	100.0

平成19年度経営計画の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成18年4月に策定した「中期事業計画（平成18年度～平成20年度）」の基本方針のもとに、平成19年4月、「平成19年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙1」参照）の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期中間的な評価を行うとともに、平成20年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙2」参照）において協議・検討を重ね、「平成19年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成19年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成19年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成19年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成20年7月31日
鹿児島県信用保証協会
会長 和田正道

【 経営方針 】

平成19年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、ほぼ見込みどおりに推移するとともに、協会業務についても、全体として、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

（1）業務環境

1）鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、百貨店・スーパーの販売額は減少しているものの、乗用車販売、主要ホテル・旅館の宿泊客数は持ち直しつつあるなど、個人消費は、全体として底固く推移している。

建設関連では、公共工事の低迷が続いているが、新設住宅着工の分譲マンションが増加傾向にあるなど、全体としては堅調となっている。

生産活動においては、焼酎製造など一部を除く食品工業が低調に推移しているが、電子部品関連が堅調であり、設備投資についても製造業が増加傾向にあるなど、全体としては緩やかながらも持ち直しの方向にある。

また、労働需給は、厳しさが残るものの、有効求人倍率に改善の兆しがみえるなど、総じて底固く推移している。

このように、県内経済は、全体としては、足踏み状態ながらも、緩やかに回復に向けた基調を維持している。

今後の経済動向については、個人消費の大幅な増加や建設関連の急激な回復が見込めないことから、当面、これまでと同様に、緩やかな回復基調で推移するものと見込まれる。

2）中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内中小企業の景況は、全体としては回復基調にあるが、業種間にはばらつきがあるほか、素材価格の高騰、公共投資の減少等により先行きが懸念されるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面からみると、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が増えつつあるが、金融機関の中小企業向け貸出残高は伸び悩み、全般的に資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、設備投資が増加傾向にあるものの、相次ぐ大型商業施設開業による小売業

界の競争激化など、依然として、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

（2）業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあつて、低金利下での保証料率の割高感や金融機関のプロパー融資の増加等により、本協会の業務運営は、本年度においても、厳しい状況になるものと見込まれる。

平成19年度は、中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境や信用補完制度の改革等に適切に対応して、平成18年度に引き続き、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、電算処理システムの共同化等による事務の簡素化・効率化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化等に努める。

加えて、本年10月からの金融機関との責任共有制度の円滑な導入促進、信用保証委託申込等の全国統一書式の周知徹底、保証審査・保証事務の充実・効率化、再挑戦支援保証制度及び流動資産担保保証制度の円滑な導入促進に努める。特に、個人情報保護については、関係規程等の見直しを行い、本協会に適合した効果的かつ効率的な体制の整備、運用に努める。

また、電算処理システムにおける信用保証料率及び保険事故率の算定については、組織体制の整備、チェックシステムの見直し、電算関係職員の資質向上等により、その適正かつ効率的な運用に努める。

【 重点課題に係る評価 】

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3に記載のとおり、A・B・C・D・Eの5段階とし、A～高い、B～やや高い、C～普通、D～やや低い、E～低いとした。(以下、III及びIVについて、同じ。)

1 保証部門

(1) 保証審査事務の適正化・効率化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 保証部を従来の2課体制から3課体制にする とともに、保証部職員を増員するなど、保証審査 体制の強化を図る。	ア 2課体制から保証事務が独立し、3課体制になった。 また、管理職を部長、次長(5月まで)、3課長とするとともに、部員を2名増員 し、業務管理の強化を図った。	ア A
イ 審査基準の標準化や審査手法のマニュアル 化・効率化等により、保証審査機能の適正化・ 効率化に努める。	イ 保証審査の標準化及び手順をマニュアル化した「信用保証審査マニュアル」 を平成19年4月1日付けで制定し、その後一部改正を行い審査事務の適正化 を図った。 また、財務データの入力作業の標準化及び入力データの正確性の確保のため、 同年7月1日付けで「CRD(注)入力マニュアル」を策定した。	イ B
評価項目の自己評価		
保証事務課を設置し3課体制になったことや管理職を増員したことにより、審査以外に係る諸事務や業務企画に専従できる態勢がとれるようになった。 信用保証審査マニュアルやCRD入力マニュアルは、策定後も、実施状況等を踏まえ、適宜見直しを行ってきており、保証審査機能及び審査事務の適正化を 図ることができた。		

注) CRDとは、Credit Risk Databaseの略称で、「中小企業信用リスク情報データベース」のことである。

CRDは、経済産業省・中小企業庁のリーダーシップにより、中小企業に対する金融を円滑にすることを目的として構築され、中小企業の
経営関連データを集積し、情報分析・処理サービスを行っている。

CRD事業は、信用保証協会、政府系金融機関、民間金融機関等を会員とし、平成13年3月28日、任意団体として設立され、平成17
年4月に法人格を取得し、有限責任中間法人CRD協会となった。

(2) 流動資産担保融資保証制度の導入促進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 第三債務者、金融機関に対する協力要請や事 務手続きの説明	ア ・「保証月報」記事掲載(4, 7, 8, 11, 1月) ・金融機関、商工団体を訪問(5, 6月) ・市町村商工担当研修(5月) ・金融機関研修3回(6, 9月) ・「南日本新聞」記事掲載(9月17日)	ア B
イ 売掛債権の多い企業をリストアップし、企業 訪問等を行う。	イ 企業の財務データを活用してリストアップした企業や、窓口相談及び新規面 談する企業に対して、売掛債権を担保とした制度説明に努めた。	イ C
ウ 流動資産担保保証制度として拡充される在庫 を担保とした保証について、円滑な導入促進に 努める。	ウ 棚卸資産を担保とする流動資産担保融資保証制度は、8月に売掛債権担保融 資保証制度を改正し、創設された。円滑な導入と促進に努めるため、平成19 年8月、保証部内の研修や全金融機関に対して説明会を実施した。	ウ B
評価項目の自己評価		
年度当初から、金融機関及び商工団体を訪問し、制度説明及び保証推進を行ってきた。 また、8月から棚卸資産が担保に追加され、制度が拡充されたことに伴い、金融機関への説明会を実施するなど円滑な導入に努めてきたことにより、34 件1,191百万円(前年度比117.2%、金額150.8%)の承諾実績となった。 全保証に占める割合は件数0.44%、金額1.67%(2月末における全国平均は件数0.65%、金額0.56%、九州平均は件数0.33%、金額0.61%)で あり、九州平均を上回り、金額においては全国を上回る実績となるなど、制度の円滑な導入と促進を図ることができた。 なお、当該制度を含めた政策保証の取組み状況を考慮して国から配分される「制度改革促進基金」は、当該保証の承諾実績が評価され、前年度の1.5倍 となる108百万円に大幅増額された。		

(3) セーフティネット保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 指定された不況業種の中小企業者をリストアップするとともに、未利用先に対する情報提供を行う。	ア 電算を活用し、不況業種で保証利用先の企業をリストアップした。その他、金融機関からの事前相談や窓口相談の企業に対して業種や業況を判断し、適宜セーフティネット保証を推進した。	ア C
イ 金融機関、商工団体等に対して各種説明会や訪問等により、認定要件等の周知や利用促進の要請等を行う。	イ ・「保証月報」記事掲載(6, 9, 11, 12, 2, 3月) ・金融機関、商工団体を訪問(5, 6月) ・市町村商工担当研修(5月), 金融機関研修2回(6月) ・「南日本新聞」記事掲載(6月18日, 2月8日) ・Eメールによる情報配信(4, 7月) ・県内商工会議所・商工会研修(8, 9, 10, 12月)	イ B
評価項目の自己評価		
<p>保証承諾は194件, 3,690百万円となり, 前年度と比較し, 件数156.5%, 金額120.5%と増加した。 特に12月以降は, 建設業関連を中心とした県内中小企業の資金繰りの悪化が進んできたことから, 当該保証の申込みは大幅に伸びてきた。これに対し当協会は, 積極的な姿勢で保証対応を行い, セーフティネット保証としての機能を果たすことができた。 しかし, 全保証に占める制度の利用状況は, 金額構成比は5.2%となっており, 2月末の全国平均の11.5%, 九州平均9.7%と比較すると, まだ低い構成比に留まっている。</p>		

(4) 当座貸越根保証, 事業者カードローン根保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 資格要件について, 中小企業者や金融機関への周知徹底に努める。	ア ・金融機関, 商工団体を訪問(5, 6月) ・市町村商工担当研修(5月), 金融機関研修2回(6月) ・「保証月報」記事掲載(10, 2月)	ア C
イ 必要などきに必要資金の調達ができる利便性をPRし, 利用促進を図る。	イ Eメールによる情報配信(7月)	イ C
評価項目の自己評価		
<p>前年度から導入された担保, 保証人の要件緩和について, 引続き, 金融機関, 商工団体訪問による説明において, 周知と推進に努めたものの, 過去の保証承諾実績から, 更新期が到来する件数が少ない年度であることに併せ, 金融機関が優良取引先をプロパー融資へシフトしていることから, 保証承諾は当座貸越根保証が309件, 7,652百万円(前年度比件数84.2%, 金額72.9%), 事業者カードローン根保証は519件, 2188百万円(前年度比件数77.2%, 金額70.0%)となり, 保証利用の実績に繋がらなかった。 しかし, 全保証に占める両制度の金額構成比は13.8%となっており, 全国(前年度実績)の構成比8.8%と比較してもまだ高い構成比にある。</p>		

(5) 特定社債保証の推進		達成度
		D
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 中小企業者や金融機関に対して, 適債要件の拡充等の周知徹底を図る。	ア ・金融機関, 商工団体を訪問(5, 6月) ・市町村商工担当研修(5月), 金融機関研修2回(6月) ・「保証月報」記事掲載(4, 11, 1月)	ア C
イ 金融機関と連携し, 社債発行を計画している企業への訪問等により, 利用促進を図る。	イ 金融機関へ利用促進の要請にあわせ企業への説明を行うこととしていたが, 保証料の割高感に加え, 社債発行対象の企業が限定されることもあり, 金融機関からの照会のみで終わった。	イ D
評価項目の自己評価		
<p>制度促進のため金融機関や商工団体への説明や推進を図ったが, 対象企業が限定されることやその他の保証制度により資金調達が図られたことにより, 保証実績は2件, 125百万円(前年度1件45百万円)と利用は低調であった。 なお, 全保証に占める本制度の利用件数の構成比は0.03%であったが, 九州平均は0.04%, 全国平均は0.14%と, 共に利用度の低い実績となっている。</p>		

(6)ベンチャー関連保証，創業関連保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 実地調査や経営者との面談を通して、的確な判断、事業計画に対する助言等のきめ細かな対応	ア ・金融機関、商工団体を訪問(5, 6月) ・市町村商工担当研修(5月), 金融機関研修2回(6月) ・創業関連等の面談181件	ア C
イ (財)かごしま産業支援センターとの情報交換やタイアップした支援	イ 支援センターが主催する「中小企業支援機関連携推進会議・県中小企業経営革新支援協議会」への出席や、センターが中小企業向けに行う新聞広報スペースを活用し、保証制度の紹介を行った。	イ C
評価項目の自己評価		
<p>鹿児島市内の創業者を中心に開業や新規申込先には極力面談し、個々の企業の経営内容を把握するよう努め181件の創業に関連する企業に面談を行い、具体的な実態把握ときめ細やかな対応ができた。</p> <p>この結果、創業関連保証の承諾は、195件907百万円(前年度比件数123.4%,金額126.8%)と増加し、金額構成比は1.3%となっている。また、ベンチャー関連保証に係る承諾は、45件508百万円(前年度比件数109.8%,金額87.4%)となり、金額構成比は0.7%となっている。</p> <p>この他、(財)かごしま産業支援センターが主催する会議への出席や新聞広報に8回の保証制度の紹介を行い企業からの照会を受けるなど効果があった。</p>		

(7)目利き能力の向上		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
職員の中小企業診断士の資格取得促進を図るとともに、連合会研修への参加やOJTを通じて、中小企業者の将来性や技術力を的確に評価できる職員を養成する。	<p>新入職員の配属に対し、審査手法や財務判断等についてOJTを通じ研修した。</p> <p>また、全国信用保証協会連合会や九州地区保証協会協議会が主催する次の研修に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生支援講座(8, 11, 1月 3名) ・中小企業診断士の試験対策講座(3名) ・企業審査のための財務分析講座(10, 2月 2名) ・企業の目利き講座(1, 3月 2名) ・信用調査コース(2月 1名) ・九州地区実務合同研修財務コース(10月 2名) 	B
評価項目の自己評価		
<p>保証審査に不可欠な財務分析や企業の再生支援に係る研修について、全国信用保証協会連合会主催等の6種の研修に13名の職員を参加させ、財務分析のほか決算書以外の中小企業の経営能力や成長性を評価する知識や手法の習得に努めた。なお、中小企業診断士の第1次試験に、2名が合格するなどの成果も得られた。</p>		

(8)利便性の向上に向けた取組		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア ホームページを活用した中小企業者への利便性及びサービスの向上を図り、ホームページアドレスをパンフレットや保証月報、関係書類等を掲載し、利用促進を図る。	ア ホームページアドレスを保証月報やリーフレットに掲載し、ホームページの活用を図った。3月末までのホームページアクセス件数は、次のとおりである。 ホームページアクセス件数10, 100件(1日平均27件) (19年3月末8, 574件1日平均23件)	ア B
イ 中小企業者向けパンフレットの作成・配布	イ 平成19年9月、「責任共有制度導入に係る協会からのお知らせ」について、リーフレットを作成し、金融機関・商工団体・関係団体等に配布した。	イ B
ウ Eメールの活用等、効果的な情報提供	ウ 次のとおりEメールによる情報配信を行った。 ・平成19年4月：新たに創設された保証制度等 ・平成19年7月：当座貸越根保証等 ・平成19年10月：小口零細企業保証制度等 ・平成20年1月：流動資産担保融資保証制度等	ウ B
エ 中小企業者からの要望や苦情のデータベース化とCRDの有効活用	エ データベース化による13件の登録があった。(前年度登録件数13件)があった。 CRDのデータを活用し、審査区分の設定(信用保証審査マニュアル)や特定社債保証に該当する企業のリスト等を作成した。	エ B
オ 本年4月から全国統一化された信用保証委託申込等の関係書類の周知徹底及び保証審査時等に徴求する書類の簡素化に努める。	オ 全国統一化様式に係る担当者を置き、金融機関からの照会及び全保連への照会に対応する体制を図った。	オ B
評価項目の自己評価		
<p>ホームページについては、改正された内容及び相談窓口設置等の新着情報について、迅速な掲載を行い、中小企業者の利便性及びサービスの向上を図った。責任共有制度の導入に係るリーフレットを作成し、金融機関、商工団体、関係団体等に対し、同制度の周知を図るとともに、Eメールによる広報を行った。また、協会の利用のない先に対し、DMによる広報を実施し、19年度中に、10件42, 501千円の保証申込を受けた。</p> <p>中小企業者からの苦情・相談については、苦情相談窓口の受付部署を総務部総務課とし、専用電話回線を設置するなどし、体制の整備を行った。書式の全国統一化に係る担当者を配置し、金融機関からの照会等に対応する体制を整備することにより、周知徹底を図った。</p> <p>このようなことを通じて、中小企業者の利便性の向上に向けた一定の成果を得ることができた。</p>		

2 期中管理部門

(1) 経営支援・再生支援等の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 事故報告のあった企業、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による再生計画の作成支援、「再生支援審査会」の活用、CSS（注）の有効活用、求償権の放棄や求償権消滅の新規保証等により、企業の再生支援を積極的に推進する。	ア（ア）事故報告のあった企業については、早期実態把握に努め、条件変更等を実施した。条件変更、正常化・完済については、件数、金額とも前年度を上回る実績であった。 （イ）平成19年度は、7企業を再生計画の作成支援対象として選定したが、5企業は資格要件上の問題、2企業は決算書の徴求ができず再生計画作成に至らなかった。また、求償権放棄、求償権消滅保証の実績はなかった。 （ウ）CSSは、10件の再生計画に活用した。	ア C
イ 中小企業再生支援協議会との緊密な連携による経営・再生支援を積極的に行う。	イ（ア）協議会とは、事前相談や訪問等により緊密な提携を図っており、新規保証承諾は件数14件（前年度比233.3%）、金額261百万円（同367.6%）と大きく伸びた。 （イ）協議会フォローアップ先の債権者説明会への出席 2回 （ウ）協議会主催の「経営改善研究会」へのオブザーバー参加 3回	イ B
ウ 金融機関や商工団体等との連携のもとに、効果的な経営・再生支援対策を講じる。	ウ 平成19年7月、鹿児島県中小企業経営革新支援協議会（経営革新支援チーム会議）に出席した。 商工団体については、平成19年6月、曾於地区広域指導員と連携し、条件変更1件39百万円を実施した。 また、平成19年11月、鹿児島商工会議所経営相談課と連携し、条件変更3件41百万円を実施した。 金融機関とは、支援部署と連携し、条件変更8件100百万円、新規保証3件50百万円を実施した。 19年度の累計は、条件変更12件180百万円（前年度実績なし）、新規保証3件（前年度比300.0%）、50百万円（同90.9%）であった。	ウ B
エ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析、審査機関の整備等を図り、適切に対応する。	エ（ア）平成19年9月5日創業・再挑戦支援保証事務取扱要領を制定した。 （イ）平成19年9月25日創業・再挑戦支援審査会に関する創業・再挑戦審査会運用規程、同審査基準、同審査会委員報酬規程等を制定した。 （ウ）平成19年10月11日創業・再挑戦支援審査会を設置した。	エ C
評価項目の自己評価		
<p>事故報告先等に対する条件変更及び正常化については、自己破産や廃業等が増加したことから、支援対象企業が減少してきているが、早期実態把握に努め対応した結果、件数金額ともに前年の実績を上回った。</p> <p>再生支援部門における求償権消滅保証等については、管理部との連携により、候補先の選定・調査等を行ったが、資格要件上の問題から再建計画策定支援までには至らなかった。</p> <p>中小企業再生支援協議会の主催する会議等に出席するなど、連携の強化を図り、新規保証については前年を上回る実績となったが、フォローアップ先の保証承諾や条件変更については低調であった。</p> <p>金融機関や商工団体等と連携し、経営・再生支援対策を講じることにより、新規保証及び条件変更について前年を上回る実績となった。</p> <p>創業・再挑戦支援部門については、上期に体制が完備され、鹿児島商工会議所の「早期転換・再挑戦支援窓口」とも連携し、推進を図ったが今期の実績はなかった。</p>		

注) CSSとは、「中小企業再生サポートシステム」のことである。

CRDスコアを活用し、既存財務データを基に、現状の財務分析、課題の検証、将来におけるPLやBSのシミュレーションを行う。さらに、将来キャッシュフローの算定等を行い、再生計画策定や再生計画の実行可能性の検証が可能である。

(2) 大口保証企業等の決算書每期徴求		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
大口保証企業（注）、特定社債保証、ベンチャー、創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、ある一定の基準を設け、決算書を每期徴求し、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講ずる。	原則として、現在、要決算書徴求として入力している保証債務残高1億円以上、特定社債案件、審査会付議案件等について、決算書を徴求しCRD入力をするなど実態把握を行っている。 また、決算書徴求対象企業の選定に基準がなかったため、基準を設け徴求するようになった。	C
評価項目の自己評価		
<p>大口保証先（現在、要決算書徴求先として入力している保証債務残高1億円以上）、特定社債案件、再生協議会案件等については、金融機関の協力を得ながら保証後の決算書を徴求し、CRD入力をするなど保証の効果や保証後の経営の推移等の把握に努めた。</p> <p>また、決算書徴求対象企業の選定について一定基準を設ける要領を作成した。</p> <p>しかし、ほとんどの対象先が、決算書徴求後CRD分析までに留まり、十分な企業経営の支援はできていない。</p>		

注) 目安として、保証債務残高が1億円を超えるものである。

(3) 金融機関との連携強化による期中管理 (早期実態把握) の強化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 正常化見込企業の条件変更や長期保証への借換え	ア 経営状況の厳しい事業者に対しては、金融機関と連携を取り、事業実態を把握し、返済緩和など個々の実態に応じた資金繰りを図るなど適切な対応に努めた。	ア B
イ 代位弁済見込企業の早期代位弁済手続きや債権保全措置	イ 事故先で、再生が厳しく代位弁済と判断される事業者については、延滞が長期化しないよう期中管理重点月間を設け、金融機関との連携を密にしながら、期限利益喪失手続きなど代位弁済手続を早期に処理できるよう努めた。(実施時期 5, 8, 11, 2月)	イ B
評価項目の自己評価		
<p>年間の事故報告は969件7,529百万円(前年度比件数114.8%,金額116.8%),平成20年3月末対債務残高延滞率2.38%(19年3月末延滞率2.11%)と、今年度は事故債務が前年度に比較して大きく増加している。そのため、金融機関との連携を密にし、事業者の実態把握に努め、個々の事業者に応じた資金繰りの安定化に努めた。</p> <p>また、金融機関の事業支援先及び県中小企業再生支援協議会の支援取組み先等については、経営再生支援室との連携をとりながら、追加資金の保証や条件変更などの対応を行った。</p> <p>その結果、借換保証は、2,401件26,264百万円(前年度比件数113.4%,金額109.8%),条件変更は、864件9,226百万円(前年度比件数117.2%,金額108.8%)の実績となり、資金繰り安定化の要請に応えることができた。</p>		

3 回収部門

(1) 管理部の組織の再編		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
代位弁済・法的手続き等に関する業務量の減少、回収事務と代位弁済事務との連携強化の必要性等に対応するため、管理第三課を管理第一課に統合するなど管理部の組織の再編を行う。	平成19年4月1日付けで管理第三課を管理第一課に統合した。これにより、管理第一課は、回収班、代位弁済係及び管理事務係で組織することとした。 また、同年10月1日付けで代位弁済係を1名増員し、急増する代位弁済の事務処理に対応した。	B
評価項目の自己評価		
<p>平成14年度以降の代位弁済件数は減少してきていることから、平成19年度についても、この傾向が継続していくものと判断したが、予想に反して前年度末から急増しはじめた。その結果、平成19年度の被請求及び代位弁済の前年度比は、次のとおりとなった。</p> <p>被請求件数 139.1% 平成19年度末被請求残高件数 88.9% 代位弁済件数 141.0%</p> <p>代位弁済が高水準で推移しているを受け、代位弁済係を増員したことで、保証部との要代位弁済案件に関する連携を密にしたことで、早期処理が図られ、平成19年度末被請求残高件数は、前年度比88.9%と減少した。</p>		

(2) 求償権回収の促進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 定期回収の促進（一括返済が困難な企業、長期にわたり回収が滞っている企業など）	ア 分割返済の履行を約束した定期回収先を登録し、入金管理を行い、遅延先については、督促文書の発送を行った。（平成19年度 督促発送件数 178件） 5月から9月にかけて、県内23地区の現地督促を実施した。 5月、8月、11月、2月に鹿児島市内を重点的に245件の現地訪問督促を実施した。 5月、8月、11月、12月に夜間督促を実施した。 （訪問件数79件、電話件数417件）	ア B
イ 不定期回収の促進（残高が少額となっている求償権先、損害金のみ求償権先など）	イ スポット回収予定先は、毎月回収予定表を作成し、入金管理の徹底と追跡調査を実施した。 残金少額先（100万円以下）及び損害金のみ先に対し、一括入金交渉を実施した。 （不定期回収件数89件金額1,133,082千円）	イ B
評価項目の自己評価		
<p>求償権回収については、平成19年度の回収額が1,358,425千円となり、前年度比122.2%、計画比149.3%といずれも前年度を上回る結果となった。</p> <p>定期回収については、前年度比件数で96.6%、金額で84.8%となり、いずれも前年度を下回った。 これは、債務者等の高齢化に伴い、返済財源が乏しく、定期回収の上積み状態にあること、また、新規求償権では、破産案件の増加や第三者保証人の原則不徴求に伴う案件が増え、交渉先が減少していることが減少の一因となっている。</p> <p>不定期回収については、任意処分、競売配当の進捗管理や残高少額先及び損害金のみ先に対する一括交渉を積極的に実施した。この結果、任意処分による回収額は前年度比130.1%と増加し、競売による回収額も、前年度比155.4%と大幅に増加した。</p>		

(3) 担保物件の処分促進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 現況・評価額等を把握し、任意処分あるいは競売等の効果的手段を講じる。	ア 5月と10月に有担保求償権について、今後の回収方針等のヒアリングを実施し、有担保求償権の任意処分、競売等の方針を分類して、効果的手段を講じた。 （10月末、有担保求償権ヒアリング件数 371件） 5月と10月の有担保ヒアリングで重点的に追跡管理を行い、物件の再調査及び面談交渉を行った。 平成19年度末の実績は次のとおりとなった。 任意処分 16件 511,262千円 前年度比 130.1% 競売配当 10件 316,281千円 前年度比 155.4% （競売申立19件）	ア B
イ 金融機関や不動産業者等への情報提供により、早期処分に努める。 また、競売情報を保証月報に掲載し、処分促進を図る。	イ 早期任意処分を図るため、担保不動産の情報を金融機関に提供した。（1件） また、競売物件の早期入札を図るため、今年度から新たな取組みとして、保証月報に5件の競売情報を掲載し、処分促進を図った。 7月号月報 1件（物件：鹿屋市） 1月号月報 1件（物件：加治木町） 2月号月報 2件（物件：鹿児島市、霧島市） 3月号月報 1件（物件：加治木町）	イ B
評価項目の自己評価		
<p>担保物件の処分促進については、年2回の有担保求償権のヒアリングを実施し、現状に即した方針の見直しや代位弁済後の早期着手により、回収の最大化と早期回収を図った。この結果、任意処分による回収額は前年度比130.1%、競売も前年度比155.4%と増加し、いずれも前年度を上回る結果となった。</p> <p>任意処分と競売を含めた500万円超の大口回収は今年度3件あり、前年度の1件を上回る結果となった。</p> <p>不動産の情報提供については、代位弁済前の期中管理段階での不動産処分情報を追跡管理し、金融機関等へも情報提供し、処分促進に努めた。</p> <p>今年度からの新たな取組みとして、競売情報を保証月報に掲載し、広く早期処分や早期落札を図ることに努めた。この結果、7月号の1件については年度内の落札がなされ、1月号の1件については金融機関より買手情報が入る等の効果が上がった。</p>		

(4) 保証協会債権回収 (株) の有効活用		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 委託を増加し、効果的な回収を図る。	ア 新規委託件数については、年間計画であった150件を5月に100件、9月に50件実施した。 合計新規委託額497百万円	ア B
イ 委託する求償権の拡大を図るため、委託基準の見直しを行う。	イ 平成19年9月25日付委託基準の見直しを行った。	イ B
ウ 全国各地の営業所を活用し、県外へ転出している債務者等の現況調査を行う。	ウ -	ウ -
評価項目の自己評価		
<p>新規委託は、無担保扱いの定期・不定期先で、長期弁済中・少額弁済中の案件を中心に実施した。年間計画の150件をすべて上半期に委託したことにより、新規委託の前年度比は件数187.5%、金額161.6%となり、前年を大幅に上回った。サービスの平成19年度未回収額は、163.5百万円で前年度比125.8%となった。</p> <p>委託基準については、無担保求償権が増加傾向にあり、求償権回収の合理化、効率化が求められており、保証協会債権回収(株)のより一層の活用を図るため、業務委託基準及び運用の見直しを行った。これに伴い、委託対象先が拡大し、委託効果が期待できるため、今後さらに保証協会債権回収(株)の有効活用を促進する。</p> <p>平成19年7月に実施計画の全件ヒアリング時に対象案件を選定する予定であったが、同年6月1日探債業の業務の適正化に関する法律が施行されたことに伴い、保証協会債権回収(株)は、保証協会から所在確認及び現況について、直接依頼を受けることができなくなった。このため、実績はない。</p>		

(5) 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
営業中の求償権先について、訪問による現況把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営再生支援所管部署等と連携して支援の促進に努める。	ア 訪問による現況調査件数 62件	C
	イ 決算書の徴求件数 8件	
	ウ 経営再生支援所管部署との連携件数 7件	
評価項目の自己評価		
<p>営業中の求償権先62件を訪問し、現況把握や決算書提出の依頼等を行った。この結果、決算書を徴求できた先は4件であった。訪問先にあつては、既に廃業している先や決算書の未作成先が散見された。</p> <p>なお、訪問は行っていないが、決算書のみ徴求できた先が4件あった。</p> <p>平成18年4月から平成19年7月に代位弁済した先のうち、代位弁済時に営業中の先を45件リストアップし、求償権消滅保証の対象先選定を行った。リストアップした45件の中の2件と、その他5件の計7件について、経営再生支援室と連携して調査を行った結果、5件は資格要件上の問題、2件は決算書の徴求不能等の理由で、再建計画策定には至らなかった。</p>		

(6) 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
回収の見込みのない求償権については、計画的に管理事務停止と求償権整理を行う。	ア 管理事務停止 年間を通じ随時実施 期末実績件数 106件 金額528,801千円 前年度比件数 60.2% 金額74.0%	B
	イ 求償権整理(平成19年12月実施) 期末実績件数 54件 金額349,781千円 前年度比件数 150.0% 金額174.4%	
評価項目の自己評価		
<p>管理事務停止については、毎月実施している時効管理ヒアリング及び7月に実施した全求償権のヒアリングで、管理事務停止対象先をリストアップし、その処理の追跡を実施した。</p> <p>これらを基に、管理事務停止要領に基づき管理事務停止を適切に行った結果、前年度比件数で60.2%、金額で74.0%となった。</p> <p>また、求償権整理については、求償権整理取扱要領に基づき、平成19年12月に実施し、計画額(350,000千円)とほぼ同額の349,781千円を処理した。</p> <p>この結果、求償権整理は、前年度比件数で150.0%、金額で174.4%となり、いずれも前年度を上回った。</p>		

4 その他間接部門

(1) 企画立案や総合調整機能の充実		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>中期事業計画や年度経営計画の策定、各部署間の横断的な企画立案、総合調整、事務の合理化・効率化、に関する企画調整機能を充実し、その十分な発揮に努める。</p> <p>また、本年度から年度経営計画の自己評価を行うとともに、「外部評価委員会」から、自己評価に係る評価方法・評価内容等について、意見・助言を受ける。</p>	<p>ア 平成19年度年度経営計画を策定するとともに、文書管理規程及び事務決裁規程について、平成19年6月及び9月に見直しを実施し、事務の合理化・効率化を図った。</p> <p>また、HP、Eメール等による広報を行うとともに、平成19年11月に保証利用実績のない中小企業者に対し、DMを送付し、保証利用の推進を図った。</p> <p>イ 平成19年7月6日、「平成19年度第1回外部評価委員会」を開催し、その後の同年7月25日に同委員会から報告を受けた「平成18年度経営計画の評価に係る意見等について」を踏まえ、「平成18年度経営計画の評価」をとりまとめ、同年8月7日に九州経済産業局及び鹿児島財務事務所に対し説明した後、HP及び保証月報で公表した。</p> <p>平成20年3月11日、上半期における平成19年度経営計画の自己評価等を審議するため、「平成19年度第2回外部評価委員会」を開催した。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>中期事業計画の基本方針のもとに、平成19年度経営計画を策定するとともに、文書管理規程及び事務決裁規程の見直しにより、事務の合理化・効率化を図り、Eメール等による広報やDMの利用による保証利用の推進に係る企画立案を行うなど、企画調整機能の十分な発揮に努めた。</p> <p>平成19年度は、2回の外部評価委員会を開催し、平成18年度経営計画及び上半期における平成19年度経営計画に係る自己評価について、外部評価委員会から、評価方法・評価内容等について、意見・助言を受けた。</p>		
(2) 金融機関との責任共有制度導入への対応		達成度
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>本年10月から導入予定の金融機関との責任共有制度に適切に対処するため、必要な契約書、業務方法書、諸規程の改正や電算処理システムの変更などに取り組む。</p>	<p>ア 信用保証料徴収規程、リスク考慮型信用保証料率の取扱について、改正手続きを行うとともに、保証制度要綱及び要領の改正を行った。</p> <p>業務方法書の改正については、平成19年9月19日付けで鹿児島県知事の認可を得た。</p> <p>イ 責任共有制度の導入に向け、所要のプログラムの変更・テストを行うとともに、関係職員に対し、システムの変更について説明会を実施した。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>平成19年10月1日から責任共有制度の導入に向けて、業務方法書、信用保証料徴収規程、保証制度要綱及び要領の改正を行うとともに、金融機関及び商工団体に対し、説明会を開催した。</p> <p>また、平成19年5月号、6月号及び8月号の保証月報において、責任共有制度の広報を行うとともに、平成19年9月、リーフレットを作成し、金融機関、商工団体、関係団体に対し、同制度の周知徹底を図った。</p> <p>電算処理システムについては、所要のプログラムの変更・テストを行うとともに、関係職員に対し、システム変更について説明会を行った。また、導入後、フォローアップを実施している。</p>		
(3) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 電算処理システムにおける信用保証料率及び保険事故率の算定については、全体システム及び個別システムの構築・運用・管理が、適正かつ効率的に行われるよう組織体制及びチェックシステムの整備・充実に努めるとともに、文書管理規程の制定による重要文書の受理・処理の適正化、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上策に努める。</p> <p>イ 20協会による共同システムを導入し、適正かつ効率的な電算処理システムを構築し、平成20年5月稼働を目前に諸準備を着実に推進する。</p>	<p>ア 平成19年3月に電算システム検討委員会を設置し、同委員会にて電算システム開発・変更等について、協議、検討した結果を役員に報告している。</p> <p>電算処理業務の標準化を図るため、電算業務取扱規程、電算システム開発リサイクル基準等を施行した。</p> <p>また、文書管理規程を制定し、重要文書が役職員に的確に配布され処理されるようにした。</p> <p>イ 平成19年11月、12月に福岡県信保を視察し、翌年1月に福岡県信保でインストラクター研修を受け、その後インストラクターを中心に内部研修・オンラインテストを行っている。</p>	ア B イ B
評価項目の自己評価		
<p>電算システム検討委員会において、電算システム開発・変更等について協議、検討し、その結果を役員に報告している。また、電算処理業務については、電算取扱業務規程等に基づいて行っている。</p> <p>このようなことから、関係部署間の連携強化に努めることができたため、電算システムの適正かつ効率的な運用が図られた。</p> <p>電算の共同システムについては、徹底したシステムチェックやデータチェック等を実施したことから、平成20年5月7日導入以降、殆どトラブルもなく、順調に稼働することができた。</p>		

(4) 個人情報保護に係る体制の整備・強化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
当該規程等の実行可能性や既存の関係諸規程との整合性の問題等もあるので、今後、関係諸規程の検討・見直しを行い、個人情報保護に係る体制の整備に努める。	ア 平成19年5月1日、個人情報保護に係る規程等の改正を行い、個人データ管理台帳、日常点検表及びアクセス権限表を作成した。	B
	イ 個人情報保護に係る規程等の周知を図るため、同年9月13日、全体研修を行った。	
	ウ 平成19年12月28日、次のとおり個人情報の保護に係る規程等の一部を改正及び廃止した。 ・平成19年6月に常勤の監事が新設されたことから、個人情報保護に係る安全管理体制を見直した。 ・個人データの安全管理に係り、常勤役員会に一定の役割と権限を付与し、役員の関与を強化した。 ・個人データの漏えい等事案の発生時の主務省庁等への報告体制を整備した。	
	エ 平成19年11月及び12月に郵便物不到達による個人情報漏えい事案が発生したことから、主務省等へ報告するとともに、文書管理規程の一部改正など、再発防止策を講じた。	
	オ 平成19年11月及び12月に郵便物不到達による個人情報漏えい事案が発生したことから、主務省等へ報告するとともに、文書管理規程の一部改正により、確認体制を強化するなどの再発防止策を講じ、個人情報保護体制の強化が図られた。	
評価項目の自己評価		
平成19年5月及び12月の一部改正等により、個人情報保護に関する規程等の抜本的な見直しを行い、実行可能な規程に整備するとともに、関係諸規程との整合性の問題についても解消し、全体として、個人情報保護に係る体制の強化が図られた。 また、平成19年11月及び12月に郵便物不到達による個人情報漏えい事案が発生したことから、文書管理規程の一部改正により、確認体制を強化するなどの再発防止策を講じ、個人情報保護体制の強化が図られた。		

(5) コンプライアンス態勢の整備・強化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 役職員の倫理意識・公共意識の向上に努める。	ア コンプライアンスプログラムの全体研修に、専務理事、常務理事及び総務部長を講師とする職員研修を追加し、9月に専務理事及び総務部長、11月に常務理事を講師とする職員研修を行った。 四半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、研修・啓蒙活動の状況及び苦情の状況について、報告・検討を行った。	ア B
イ 事務ミス等事例をデータベース化し、情報の共有化を図る。	イ 平成18年6月からデータベースを構築し、職員への周知及び情報の共有化を図っている。 ・苦情登録28件 ・事務ミス等登録68件	イ B
ウ 法制的視点に基づくチェック機能を強化する。	ウ 事務決裁規程の改正を行い、平成19年4月1日から規程、要綱等の制定及び改廃に係る法制的視点に基づくチェックを企画調整課にて行っている。	ウ B
評価項目の自己評価		
コンプライアンスプログラムの全体研修を3回追加したこと等により、職員の法令等遵守の徹底が図られ、本協会の文書管理及び決裁事務について、的確かつ適正な処理の充実・強化に努めることができた。 苦情及び事務ミスについては、平成18年度からのデータベースの構築により、情報の共有が図られたが、苦情処理統括部署による問題点整理及び解決方法の協議・検討までには至らなかった。 事務決裁規程の改正を行い、平成19年4月から規程、要綱等の制定及び改廃並びに契約に係る起案について、企画調整課でチェックを行ったことから、法制的視点に基づくチェック機能の強化が図られた。		

(6) 監査体制の充実・強化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
業務執行状況及び会計並びに財産の処理状況についての監査機能を強化し、監査体制の充実を図る。	これまでの非常勤監事2名に加え、平成19年6月1日付けで新たに常勤監事を置き、監事監査体制の強化を図った。 また、常勤監事の新設に伴い、新たに「監事監査規程」を制定し、監事による監査が円滑かつ的確に実施されるよう、監査の対象、監査の種類、監査の方法、監事監査計画の策定、監事会の運営方法等を定めた。これにより、下期に6回の監事監査を実施した。	B
評価項目の自己評価		
上期は、新たな監査体制創設のために他協会の視察や規程の制定等に注力した。下期は、監事監査計画に基づき、6回の監事監査を実施し、業務執行状況や会計及び財産の処理状況を監査した。 また、従来からの調査室による内部監査は、内部監査計画に基づき毎月監査を実施した。 これら双方の監査の実施により、監査体制の充実が図られた。		

【 事業計画に係る評価】平成19年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項目	18年度実績 A	19年度		対前年度 実績比 C/A	達成度	計画比 C/B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	76,375	74,000	71,465	93.6	96.6	C	中小企業者の資金ニーズに的確、迅速に対応するよう保証審査・事務の充実と効率化に努め、政策保証等の促進を図ってきたが、金利競争の激化、金融機関の経営戦略の多様化、信用リスク管理態勢の高度化等により保証利用は減少し、計画額を2,535百万円下回った。
(2) 保証債務残高	150,431	150,700	148,166	98.5	98.3	C	保証承諾が減少したことから、1,500億円を割込み、1,482億円となり、計画額を2,534百万円下回った。
(3) 保証債務平均残高	150,504	150,600	149,051	99.0	99.0	C	保証債務残高と同様に、保証承諾が減少したことから、1,491億円となり、計画額を1,549百万円下回った。
(4) 代位弁済	2,834	2,630	3,928	138.6	149.4	E	県内中小企業者の景況悪化等から代位弁済請求が急増し、要代弁案件について、保証部との連携を密にして早期代位弁済に努めた。 特に6月は6億円、10月は4億円、3月は7億円と計画を大幅に上回る代位弁済となった。 その結果、計画額を1,298百万円上回った。
(5) 実際回収	1,112	910	1,358	122.1	149.2	A	定期回収は低調であったが、任意処分・競売等による担保物件の処分促進を図り、500万円超の大口回収3件を含め不定期回収が大きく増加した。 その結果、計画額を448百万円上回った。
(6) 求償権残高	1,709	1,368	1,955	114.4	142.9	E	早期代位弁済に努め、代位弁済が計画比49.4%増の3,928百万円になった。また、保険金受領が次年度となる2月及び3月の代位弁済が、1,018百万円と計画600百万円に対して大きく増加した。 その結果、計画額を587百万円上回った。

【 収支計画に係る評価】平成19年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(1) 全体

(単位：百万円，%)

項目	18年度実績 A	19年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,148	2,137	2,304	107.3	107.8		(2) 保証料 平成19年10月からの責任共有制度導入にも拘わらず、平成15年4月からの基本保証料率の引き上げの影響があったり、平均保証料率が計画に比べ0.1ポイント増加し、保証料も計画比6.9%増となった。 (3) 運用資産収入 有価証券利回り及び定期預金金利の上昇により、計画比15.0%増となった。 (6) 業務費 事務費や電算移行委託業務費の経費削減に努めたことから、計画比9.7%減となった。 (25) 当期収支差額 保証料の増加や業務費の減少により、経常収支差額は計画比78.8%増となった。また、代位弁済の増加に伴い、求償権補填金戻入や求償権償却、求償権償却準備金繰入が増加したことにより、経常外収支差額は計画比88百万円減となった。 これにより、当期収支差額は、計画比135.3%増となった。
(2) 保証料	1,887	1,852	1,979	104.9	106.9		
(3) 運用資産収入	207	240	276	133.3	115.0		
(4) その他	54	45	49	90.7	108.9		
(5) 経常支出	1,574	1,792	1,686	107.1	94.1		
(6) 業務費	689	771	696	101.0	90.3		
(7) 借入金利息	3	5	6	200.0	120.0		
(8) 信用保険料	877	934	904	103.1	96.8		
(9) 雑支出	5	82	80	1,600.0	97.6		
(10) 経常収支差額	574	345	617	107.5	178.8	A	
(11) 経常外収入	3,182	3,913	4,497	141.3	114.9		
(12) 償却求償権回収	93	65	73	78.5	112.3		
(13) 責任準備金戻入	911	915	917	100.7	100.2		
(14) 求償権償却準備金戻入	547	688	697	127.4	101.3		
(15) 求償権補填金戻入	1,631	2,245	2,810	172.3	125.2		
(16) その他	0	0	0				
(17) 経常外支出	3,540	4,118	4,791	135.3	116.3		
(18) 求償権償却	1,922	2,537	3,039	158.1	119.8		
(19) 責任準備金繰入	917	916	905	98.7	98.8		
(20) 求償権償却準備金繰入	697	653	842	120.8	128.9		
(21) その他	4	12	5	125.0	41.7		
(22) 経常外収支差額	358	205	294				
(23) 金融安定化特別基金取崩額	40	10	29	72.5	290.0		
(24) 制度改革促進基金取崩額	0	0	0				
(25) 当期収支差額	255	150	353	138.4	235.3	A	
(26) 収支差額変動準備金繰入額	127	75	176	138.6	234.7		
(27) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0				
(28) 基金準備金繰入額	128	75	177	138.3	236.0		
(29) 基金準備金取崩額	0	0	0				
(30) 金融安定化特別基金繰入額	0	0	0				
(31) 基金取崩額	0	0	0				

(2) 特別会計

(単位：百万円，%)

項目	18年度実績 A	19年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	38	19	28	73.7	147.4		(20) 当期収支差額 経常収支差額は、概ね計画通りであったが、経常外収入が減少したことにより、経常外収支差額は計画比 19 百万円減となった。
(2) 保証料	30	14	20	66.7	142.9		
(3) 預け金利息	2	2	4				
(4) 雑収入	2	1	2		200.0		
(5) その他	4	2	2	50.0	100.0		
(6) 経常支出	66	51	60	90.9	117.6		
(7) 業務費	56	47	44	78.6	93.6		
(8) 信用保険料	10	4	15	150.0	375.0		
(9) 経常収支差額	-28	-32	-32				
(10) 経常外収入	382	349	333	87.2	95.4		
(11) 償却求償権回収	22	7	12	54.5	171.4		
(12) 責任準備金戻入	24	24	14	58.3	58.3		
(13) 求償権償却準備金戻入	131	131	92	70.2	70.2		
(14) 求償権補填金戻入	206	187	214	103.9	114.4		
(15) 経常外支出	393	327	329	83.7	100.6		
(16) 求償権償却	287	243	249	86.8	102.5		
(17) 責任準備金繰入	14	5	10	71.4	200.0		
(18) 求償権償却準備金繰入	92	79	70	76.1	88.6		
(19) 経常外収支差額	-11	22	4		18.2		
(20) 当期収支差額	-40	-10	-29				
(21) 金融安定化特別基金繰入額	0	0	0				
(22) 金融安定化特別基金取崩額	40	10	29	72.5	290.0		
(23) 金融安定化特別会計収支差額累計額	-632	-644	-660				

【財務計画に係る評価】平成 19 年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項目	18年度実績 A	19年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価	
		計画 B	実績 C				
年度中出入金 ・ 基金 ・ 基金	(1) 県	0	0	0		(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が計画を大幅に上回る 353 百万円となったことから、基本財産の強化が図られた。 (14) 制度改革促進基金 流動資産担保融資保証制度の促進を図ったため、前年度の 72 百万円を上回る 108 百万円となり、経営基盤強化が図られた。	
	(2) 市 町 村	0	0	0			
	(3) 金融機関等	0	0	0			
	(4) 合計	0	0	0			
(5) 基金取崩	0	0	0				
(6) 基金準備金繰入	128	75	177	138.3	236.0		
(7) 基金準備金取崩	0	0	0				
(8) 金融安定化特別基金繰入	0	0	0				
(9) 金融安定化特別基金取崩	40	10	29	72.5	290.0		
期末 基本 財産	(10) 基金	5,788	5,788	5,788	100.0		100.0
	(11) 基金準備金	6,208	6,251	6,384	102.8		102.1
	(12) 金融安定化特別基金	1,536	1,524	1,508	98.2		99.0
	(13) 合計	13,532	13,563	13,680	101.1		100.9
(14) 制度改革促進基金造成	72		108	150.0			
(15) 制度改革促進基金取崩	0		0				
(16) 制度改革促進基金期末残高	154	154	263	170.8	170.8		
(17) 収支差額変動準備金繰入	127	75	176	138.6	234.7		
(18) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0				
(19) 収支差額変動準備金期末残高	3,619	3,664	3,795	104.9	103.6		
(20) 国からの財政援助	0		0				
(21) 基金補助金	0		0				
(22) 地方公共団体からの財政援助	360	352	350	97.2	99.4		
(23) 保証料補給(「保証料」計上分)	265	265	226	85.3	85.3		
(24) 保証料補給(「事務補助金」計上分)	0	0	0				
(25) 損失補償補填金	95	87	124	130.5	142.5		
(26) 事務補助金(保証料補給分を除く)	0	0	0				
(27) 借入金運用益	0	0	0				

【 経営諸比率に係る評価 】 平成19年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：％，ポイント)

項目	18年度実績 A	19年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.25	1.23	1.33	0.08	0.10	(1) 保証平均料率 平成19年10月からの責任共有制度の導入にも拘わらず、平成15年4月の基本保証料率の引き上げの影響があったことから、計画比0.10ポイント増となった。 (3) 経費率 事務費や電算移行委託業務費の経費削減に努めたことから、計画比0.04ポイント減となった。 (12) 代位弁済率 平成15年度から18年度まで1%台であったが、全国平均2.71%に迫る急上昇となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.14	0.16	0.18	0.04	0.02	
(3) 経費率	0.46	0.56	0.52	0.06	-0.04	
(4) (人件費率)	0.34	0.34	0.34	0.00	0.00	
(5) (物件費率)	0.12	0.22	0.18	0.06	-0.04	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.58	0.62	0.61	0.03	-0.01	
(7) 支払準備資産保有率	14.36	14.38	15.73	1.37	1.35	
(8) 固定比率	0.02	0.02	0.02	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	42.77	42.67	42.31	-0.46	-0.36	
(10) 求償権による基本財産固定率	7.47	5.27	8.14	0.67	2.87	
	1,708	1,368	1,955			
(11) 基本財産実際倍率	11.12	11.11	10.83	-0.29	-0.28	
(12) 代位弁済率	1.88	1.75	2.64	0.76	0.89	
(13) 回収率	9.55	9.82	11.40	1.85	1.58	

- 注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。
 2 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。
 3 算式

(1) 保証平均料率	保証料収入 / 保証債務平均残高
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入 / 保証債務平均残高
(3) 経費率	経費【業務費 + 雑支出】 / 保証債務平均残高
(4) 人件費率	人件費 / 保証債務平均残高
(5) 物件費率	物件費【経費 - 人件費】 / 保証債務平均残高
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料 / 保証債務平均残高
(7) 支払準備資産保有率	(流動資産 - 借入金) / 保証債務残高
(8) 固定比率	事業用不動産 / 基本財産
(9) 基金の基本財産に占める割合	基金 / 基本財産
(10) 求償権による基本財産固定率	(求償権残高 - 求償権償却準備金) / 基本財産
(11) 基本財産実際倍率	保証債務残高 / 基本財産
(12) 代位弁済率	代位弁済額(元利計) / 保証債務平均残高
(13) 回収率	回収(元本) / (期首求償権 + 期中代位弁済(元利計))

【 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言 】

平成19年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成20年7月7日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月25日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成19年度経営計画の評価に係る意見等について」の報告があった。

平成19年度経営計画の評価に係る意見等について

平成19年度の事業は、金融機関の保証利用の減少により、保証承諾が計画比3.4%減(前年度実績比6.4%減)となり、保証債務残高も1,482億円に減少し、計画を1.7%下回ることとなった。

当協会としては、金融機関の中小企業向け貸出残高に伸び悩みがみられるなかで、中小企業者の資金ニーズに的確、迅速に対応するよう、保証審査、事務の充実・効率化に努め、政策保証等の促進を図ってきたところである。

鹿児島県内の中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、公共工事の減少による建設業の業績悪化や、競争激化による小売業の業績低迷などにより、代位弁済は計画比49.4%増と

急激に増加している。

求償権については、担保物件の処分などによる回収促進が図られたため、実際回収は計画比49.2%増（前年度実績比22.1%増）と大幅な増加となっている。求償権残高は計画比42.9%増（前年度実績比14.4%増）となるなど、中小企業がおかれた厳しい経営環境のもとで、信用保証協会としては代位弁済の抑制とともに、求償権の回収促進が大きな課題となっている。

以下に示す外部評価委員会の意見等を参考にして、引き続き経営計画に示された重点課題を着実に実行し、今後とも中小企業金融のセーフティネットとして、地域経済の安定的な発展に貢献されることを期待する。

1 保証部門について

「特定社債保証の推進」が「D」評価となっているが、国の施策として、資金調達の多様化を目的に創設されているものであるから、資金需要を的確に捉えて制度の推進を図る必要がある。

2 期中管理部門について

「大口保証企業等の決算書每期徴求」について、十分な企業経営の支援ができていないという自己評価（「C」）をしているが、決算書を徴求するのであれば、分析結果をフィードバックし、中小企業の経営改善に生かすようにすることが重要である。

3 その他間接部門

「コンプライアンス態勢の整備・強化」について、苦情及び事務ミスに関してデータベース構築による情報共有化が図られているのはよいが、今後は問題点等を分類・整理し、業務に反映させていくようにすべきである。

4 達成度判定基準について

自己評価実施要領の規定に基づき、達成度判定基準を定めたこと、またこの基準を経営計画の各部門別評価項目に適用し、自己評価を厳格に行っていることは評価できる。しかし、現状では問題の把握に終わっていて、改善策を講じるまでには至っていないようである。

自己評価の目的は、組織の活動を適正に維持することにあるから、問題の把握を改善策の提案と実行に繋げていくようにしなければならない。

（参考）

外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学法文学部教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

外部評価委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

- 2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

- 2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。
- 3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 総務部長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、別に定める様式により提出させるものとする。

2 総務部長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめるのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、審議役、総務部長、保証部長、管理部長、総務部次長、保証部次長、管理部次長、総務課長、保証第一課長及び管理第一課長をもって構成し、委員長には審議役を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求めることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(以下「自己評価実施要領」という。)第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価(案)の評点者(以下「評点者」という。)は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会(以下「委員会」という。)の委員とする。

2 達成度の評価方法

(1) 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、「方策の項目」別にアの方法により評価したうえで、イにより総合判定を行う。

ア 方策の項目の評価

(ア) 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

(イ) 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

- a 計画性
- b 積極性
- c 貢献性
- d 創意・工夫性
- e 効率性(経費削減)

(ウ) 上記(イ)に基づき評点者が評価した全評点者平均評点(小数点以下は切捨)を算出し、その平均評点により次のとおり5段階で総合判定を行うこととする。

- a 平均点90点以上100点以下の場合・・・A(高い)
- b 平均点75点以上90点未満の場合・・・B(やや高い)
- c 平均点55点以上75点未満の場合・・・C(普通)
- d 平均点40点以上55点未満の場合・・・D(やや低い)
- e 平均点0点以上40点未満の場合・・・E(低い)

イ 評価項目の総合判定

上記アの「方策の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Eの総合判定を行う。

(2) 事業計画等に係る評価

事業計画に係る評価項目及び収支計画に係る評価項目のうち次の項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

- ア 保証承諾
- イ 保証債務残高
- ウ 保証債務平均残高
- エ 実際回収
- オ 経常収支差額
- カ 当期収支差額
- キ 代位弁済
- ク 求償権残高

計画比	区分	達成度の評価基準	
		評価項目ア～カの判定	評価項目キ及びクの判定
110%以上		A(高い)	E(低い)
105%以上110%未満		B(やや高い)	D(やや低い)
95%以上105%未満		C(普通)	C(普通)
90%以上95%未満		D(やや低い)	B(やや高い)
90%未満		E(低い)	A(高い)

(3) その他の評価

収支計画に係る評価(経常収支差額及び当期収支差額を除く。),財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Eによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月5日から施行し、平成19年度から適用する。

【相談窓口のご案内】

1 保証相談窓口

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。この相談窓口は、保証部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、おいでいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0271
受付時間 平日 9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

2 特別相談窓口

当協会では、取引先の倒産、災害、金融機関の破綻などによって経営の安定に支障をきたしている中小企業の方のために、特別相談窓口を設置し、ご相談をお受けしています。

平成20年5月現在、次の相談窓口を設置しています。この相談窓口は保証部に設けてありますので、お気軽にご相談ください。

【取引先の倒産関連】
三菱自動車工業関連

【その他】
皮革等関連
牛海綿状脳症（BSE）関連
高病原性鳥インフルエンザ関連
原油・原材料価格上昇関連
北朝鮮制裁措置関連
建築関連中小企業者対策関連
ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策関連

上記の特別相談窓口のほか、「責任共有制度に係る相談窓口」も設置しています。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0271
受付時間 平日 9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

3 経営再生支援相談窓口

当協会では、経営改善や事業再生に関するご相談を常時お受けしています。この相談窓口は、経営再生支援室に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、おいでいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0274
受付時間 平日 9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

4 苦情相談窓口

当協会では、信用保証に関する苦情・質問などのご相談を常時お受けしています。お客様の声を真摯に受け止め、まごころをこめて対応いたします。お気軽にご意見やご要望などをお寄せください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0530
受付時間 平日 9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）